

給与税 (payroll taxes)

今井亮一

Payroll taxes

- というのは、企業が労働者に給与を支給する時に、給与から差し引いて納める税。
- 社会保険料や源泉徴収所得税のこと。
- いわゆる「企業負担分」も含まれる。
- APW (average productive worker wage) とは平均的労働者の賃金。

平均と限界

- 平均税率は、税金を「給与＋企業負担分」で割ったもの。
- 限界税率は、「給与＋企業負担分」の限界的増加1%に対して、税金が何%増えるかを表わす。
- 普通は、「平均税率 < 限界税率」。
- 雇用量の決定にとって重要なのは、限界税率である。

margin

- Extensive margin: 政策や制度の限界的変化が雇用人数に与える影響。
- Intensive margin: 政策や制度の限界的変化が労働時間に与える影響。
- たとえば、まったく働かない(0)か、とりあえず働く(1)かは、extensive marginである。
- とりあえず働くけれど、何時間働くかは intensive marginである。

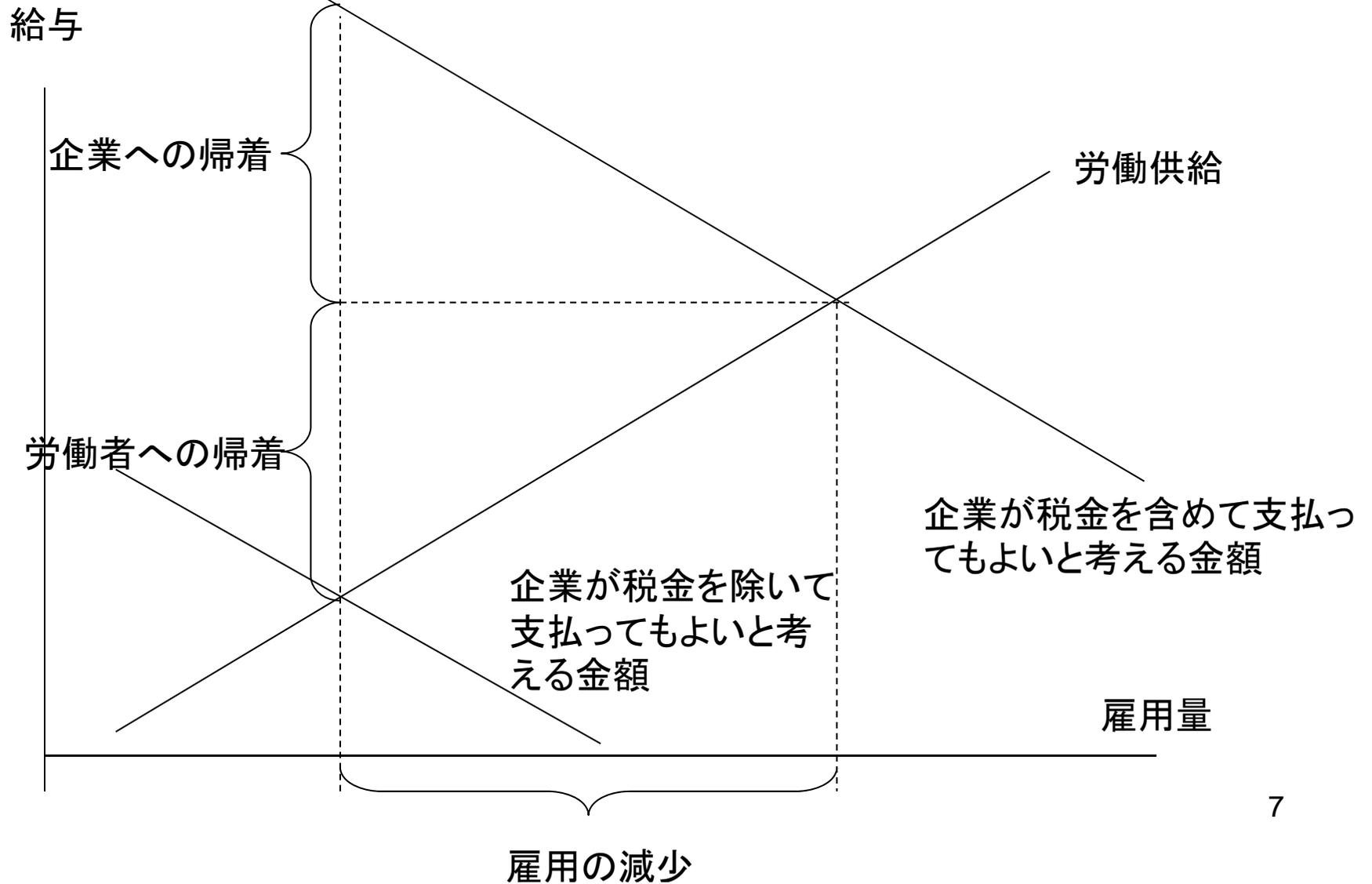
Tax wedge (Table 4.1)

- 均衡雇用量の下で、企業が負担する労働コストと、労働者が受け取る報酬の差を、tax wedgeと言う。
- 税制には、控除や累進税率があるので、一般に、tax wedgeは、平均より限界が高い。
- 一般に、tax wedgeは先進国で高く、途上国で低い。
- しかし、アメリカや日本、韓国のtax wedgeは先進国でも低い(2005年)。

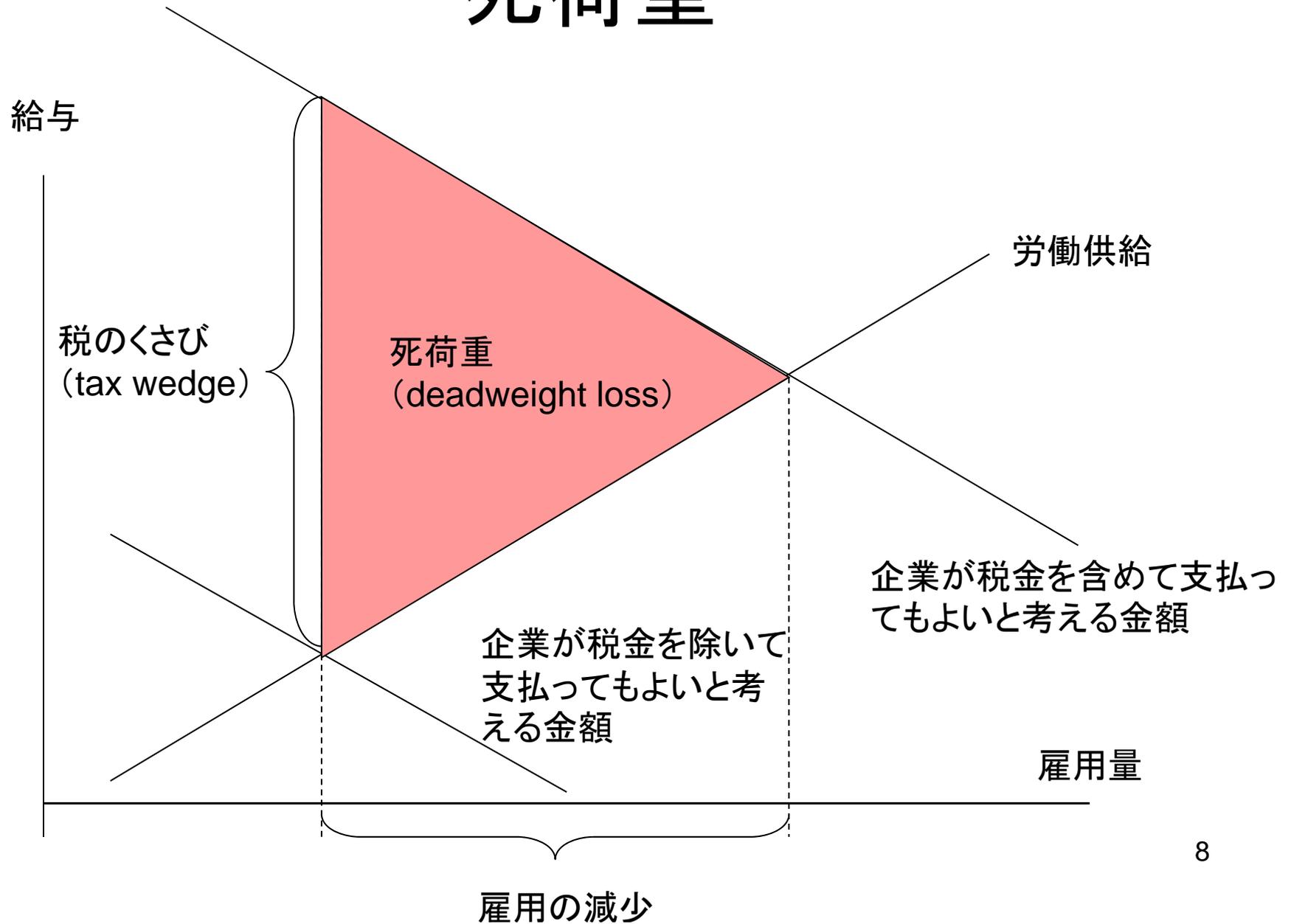
労働供給への効果 (Table 4.2)

- T1 = 単身者。
- T2 = 片親で子供二人。
- T3 = 両親がいて子供二人。
- H1 = 一人の労働者が失業から雇用へ移る場合。
- H2 = 主たる稼得者がAPWの2/3をすでに稼いでいて、二番目の稼得者が失業からAPWの1/3を稼ぐに至る場合。
- H3 = 一人の労働者がAPWの2/3を稼ぐ状態からAPWの100%を稼ぐ状態に移る場合。

給与税の効果（従量税の場合）

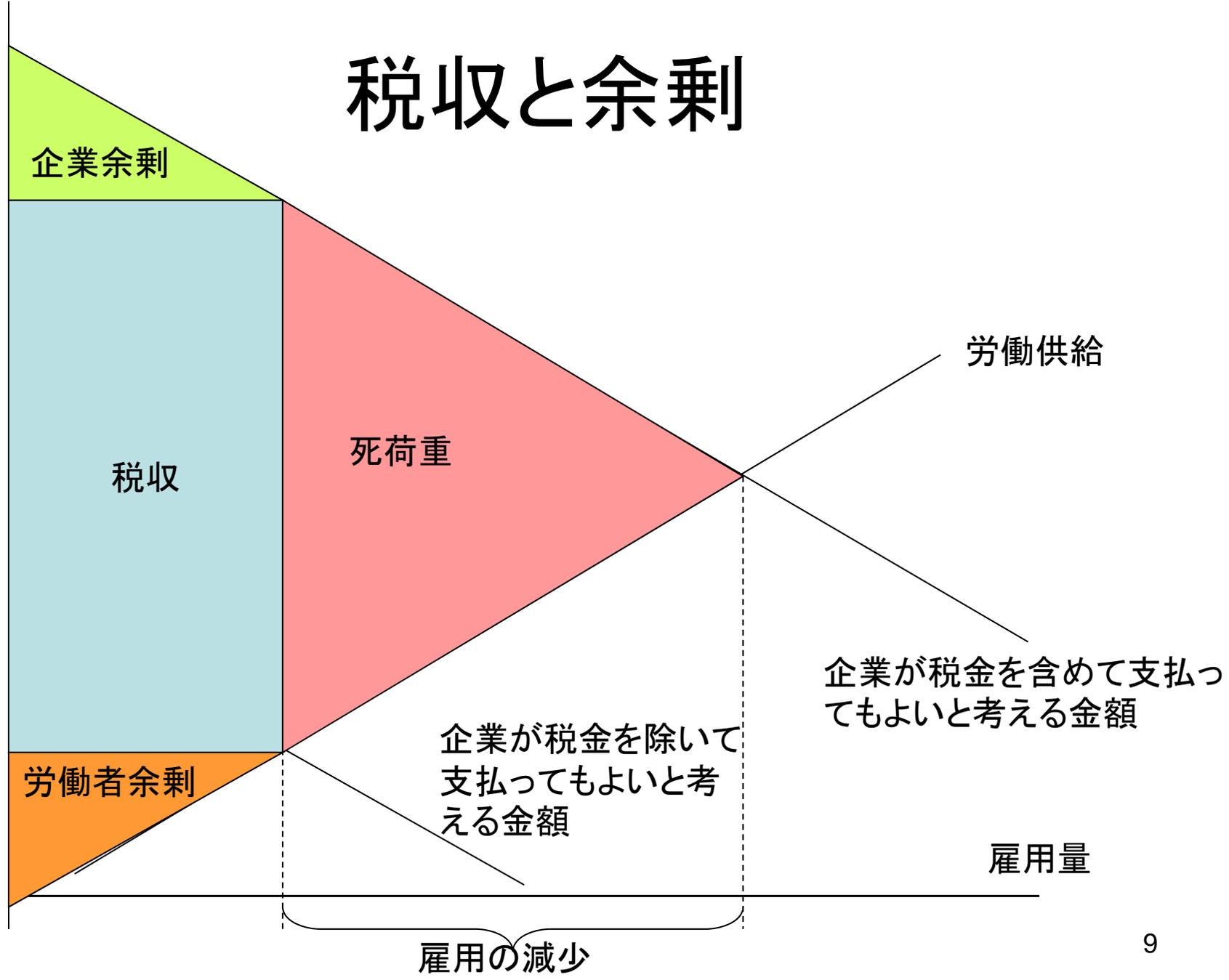


死荷重



税収と余剰

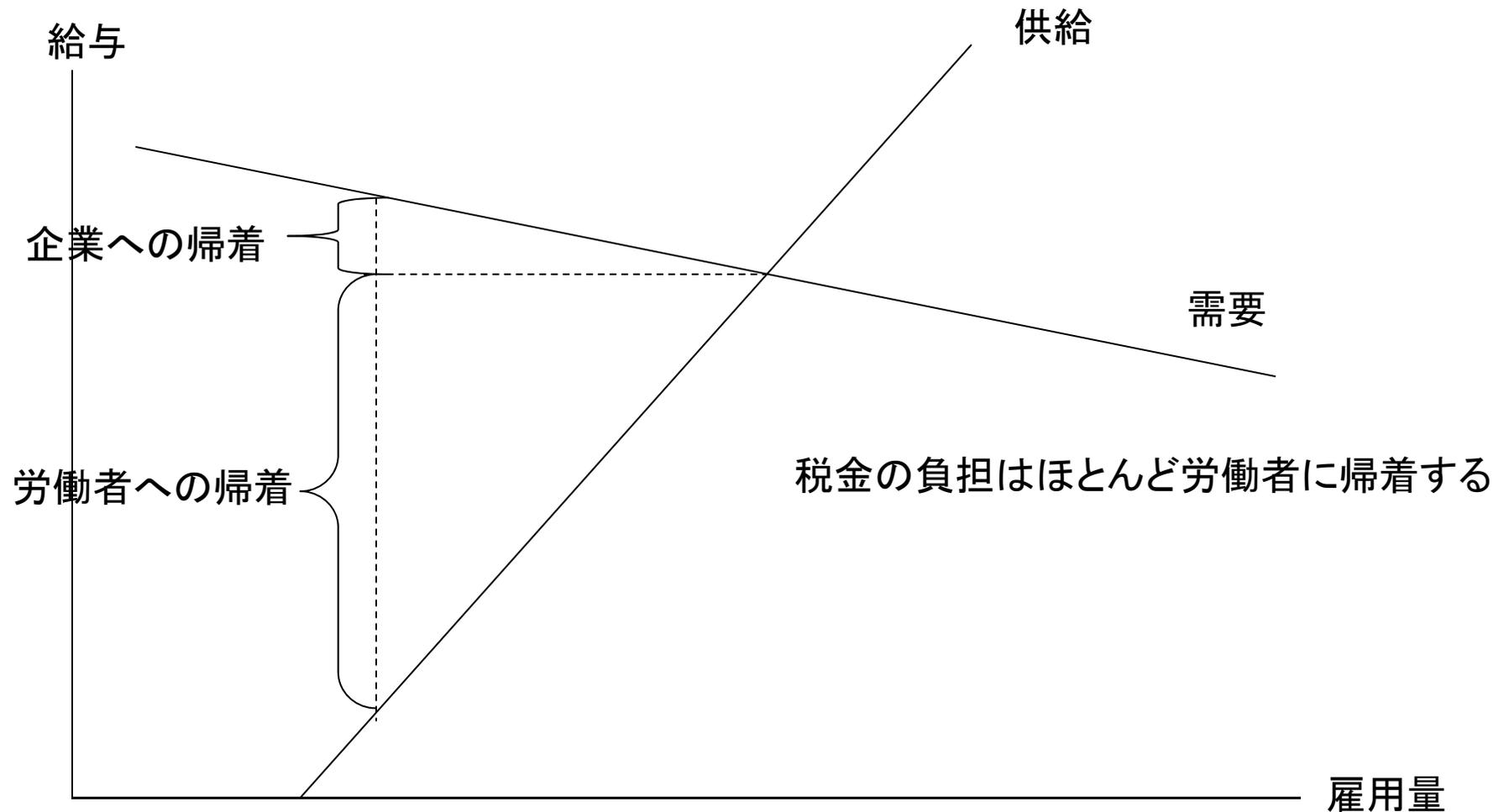
給与



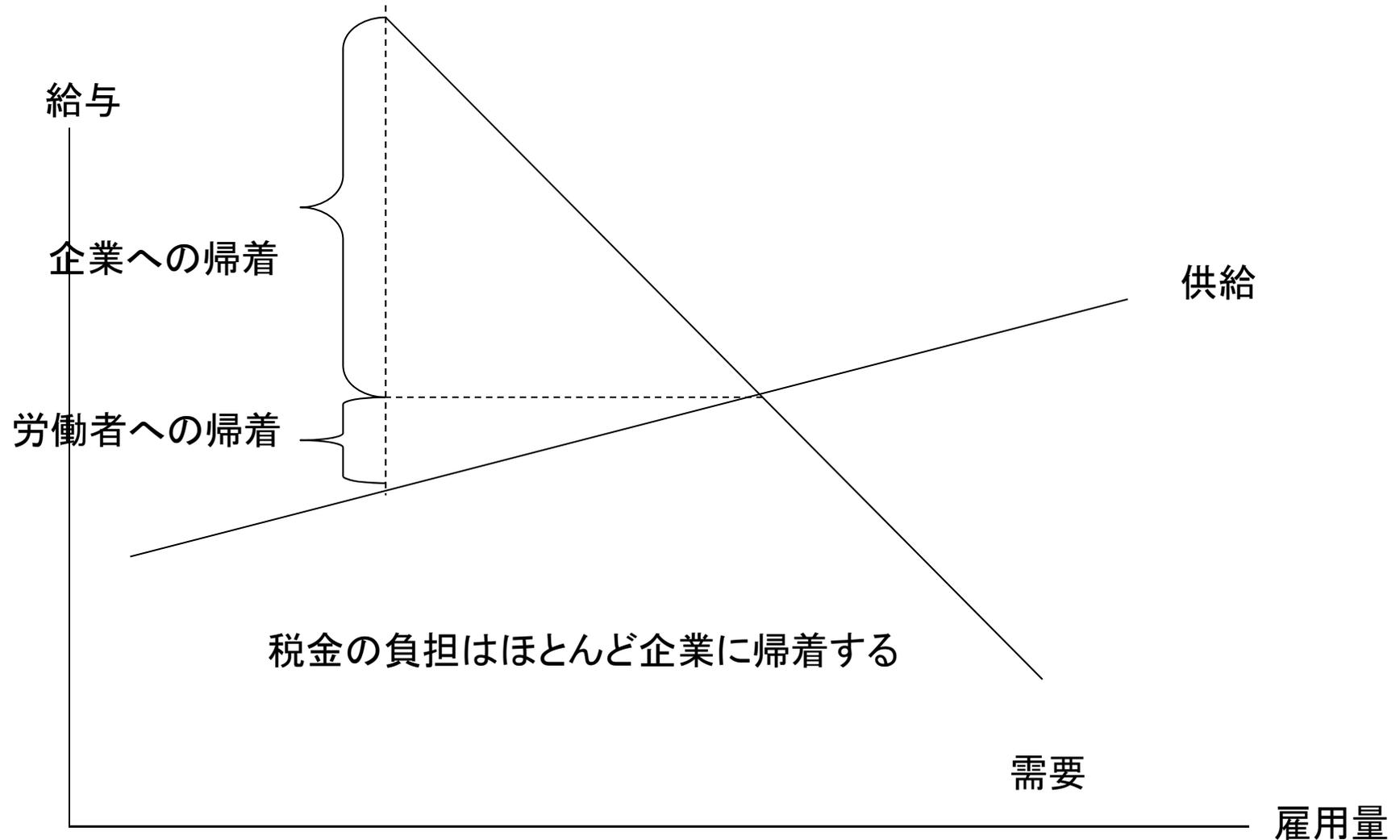
給与税の効果2

- 給与税(所得税＋社会保険料負担)が課せられると、企業の支払い意欲(willingness to pay)が低下し、需要曲線がその分だけ下にシフトする。
- いわゆる「企業負担分」と「企業への帰着」は異なる。
- 重要なのは、税額の合計であって、需要曲線と供給曲線の傾きの違いが、税金が労使のどちらに帰着するかを決める。

需要が弾力的である場合



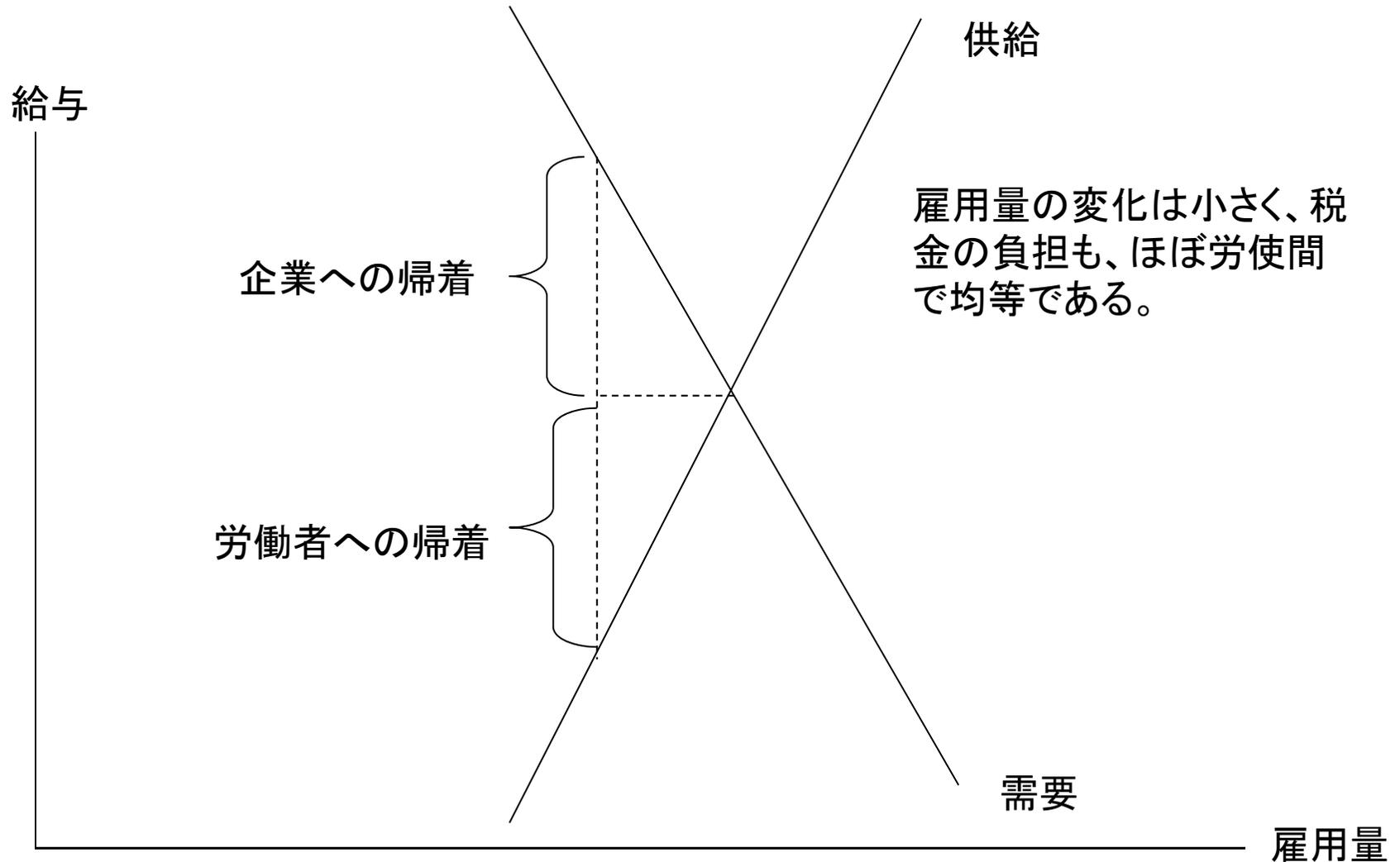
供給が弾力的である場合



給与税の効果3

- 労働需要が弾力的である場合、給与税の負担はほとんど労働者に帰着する。
 - 財市場の競争が厳しい場合など。
- 労働供給が弾力的である場合、給与税の負担はほとんど企業に帰着する。
 - パート・アルバイトなど、いつやめても構わない仕事。
- いずれの場合も、雇用量はかなり減る。
- 需要も供給も非弾力的である場合に限り、雇用量への影響は小さい。

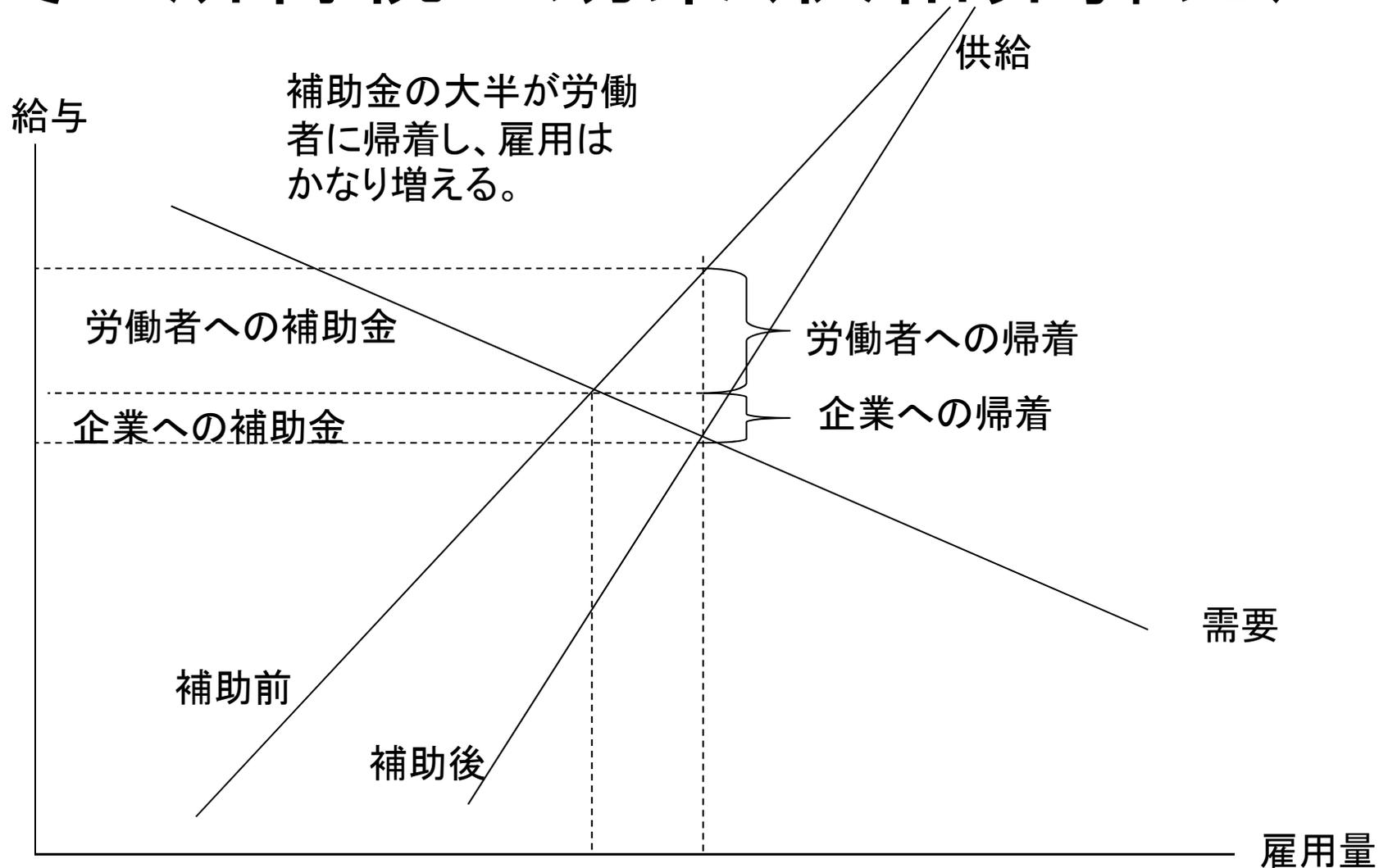
需要も供給も非弾力的である場合



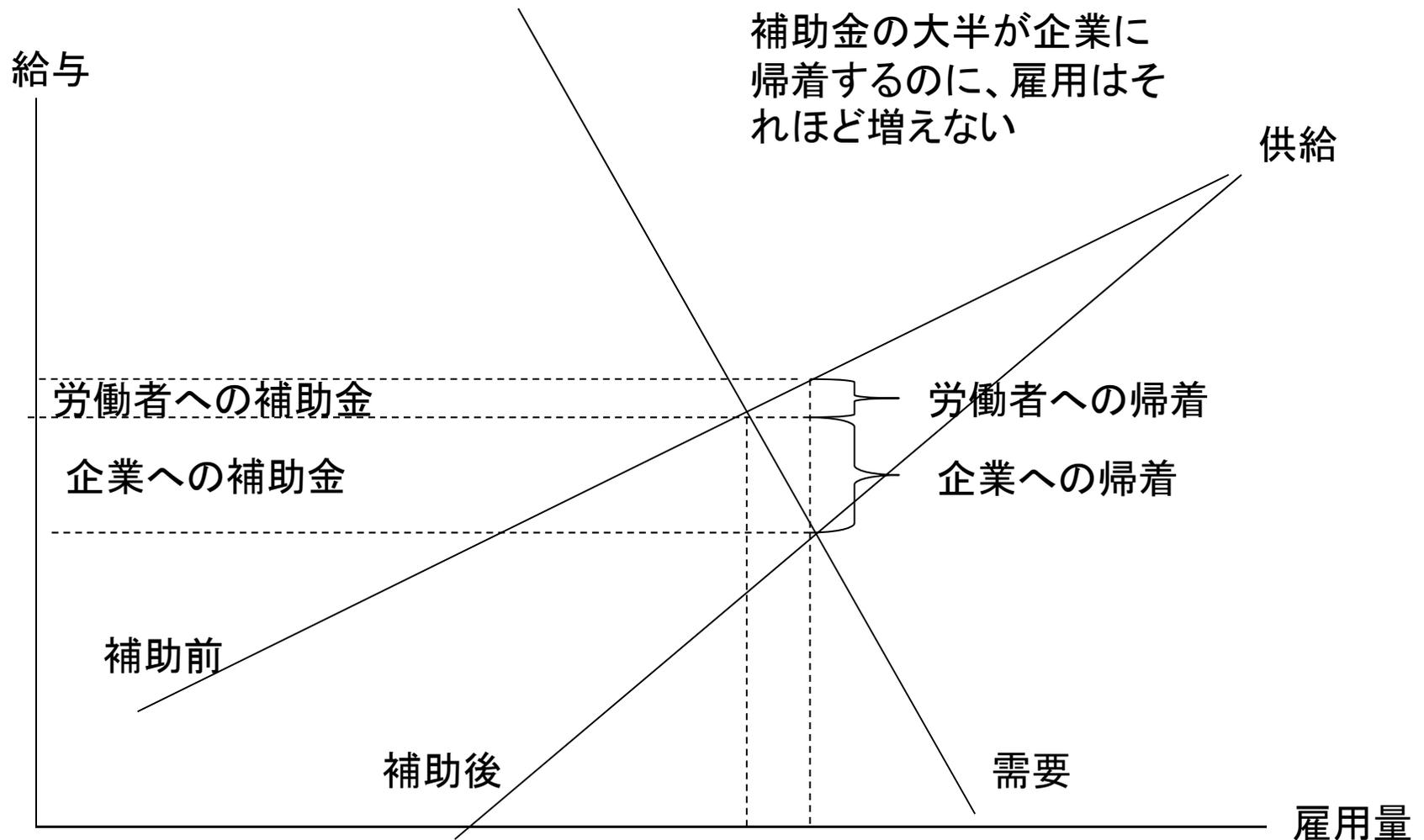
負の所得税

- 政府は福祉政策として労働者への給付を行うことができる。
- 民主党は「控除から給付へ」を掲げている(もうやめた?)。
- 基準額より低い給与の労働者に、基準との差額に比例して給付を行うことを、「負の所得税」という。

負の所得税の効果（供給非弾力）



負の所得税の効果（需要非弾力）



負の所得税（賃金補助金）の効果

- 負の所得税は、労働供給を促す。
- 労働供給が非弾力的である場合には、負の所得税はかなり大きな雇用拡大効果を持ち、補助金の大半が労働者に帰着する。
- 労働需要が非弾力である場合には、負の所得税の雇用拡大効果は小さく、補助金の大半が企業に帰着する。
- 現在は相対的に、労働需要が弾力的で、労働供給が非弾力的であると考えられる。したがって、負の所得税は有効な雇用供給促進策と考えられる。

In-Work Benefits

- 前ページの議論は、もっぱらintensive marginに与える影響である。
- しかし、extensive marginを考えると、失業者が非雇用者に移る場合には、失業保険や生活保護を返上し、かつ新たに労働の不効用を受けなければならないので、寛大な負の所得税はかえって労働供給を抑制してしまう。
- そこで、少しは働かないと補助金を支給しないという保護の仕方が考えられる。

給付付き税額控除

- In-Work Benefitsの具体例として、先進各国で導入されているEarned Income Tax Credit (EITC)が挙げられる。
- だいたい所得に比例していったん課税し、後で定額を払い戻すタイプが多い。
- これによって、低所得ほど負担は小さく、補助は大きくなる。
- カナダの実験例では、期間限定の賃金補助の労働供給促進効果は短期に限られた (Card and Hyslop, 2005)。